


2014年12月19日



土砂災害対応マニュアル
～ふれあいホーム神宮寺～

高齢者総合福祉施設 虹ヶ丘 | 防災委員会

目次

1. 目的	2
2. マニュアルの適用範囲	2
3. 施設管理者の責務	2
4. 施設職員の責務	2
5. 利用者等の責務	2
6. 各班の任務と組織	2
(1) 各班の任務	2
(2) 組織図　　<日中体制>	3
(3) 日中の対応について	4
(4) 夜間の対応について	4
7. 情報受伝達系統図	4
(1) 役場からの情報（気象警報・土砂災害警戒情報・避難準備情報・避難勧告・指示）	4
(2) 施設から役場及び消防へ発信する情報（がけ崩れ前兆現象・被害情報・その他）	4
(3) 緊急連絡先一覧	4
8. 事前対策	5
(1) 事前準備（利用者対応）	5
(2) 事前準備（職員体制）	5
9. 避難誘導等	5
(1) 避難誘導の原則	5
(2) 避難の判断	5
(3) 避難方法について	6
(4) 地域・行政との連携	7
(5) 避難不可能の場合	7
10. 防災研修	7
(1) 研修内容	7
(2) 研修時期	8
11. 訓練	8
(1) 訓練内容	8
(2) 訓練検証	8
12. 附則	8

1. 目的

このマニュアルは、「ふれあいホーム神宮寺」近隣で土砂災害の発生または、発生のおそれがある場合に対応すべき必要な事項を定め、土砂災害から人命を確保するとともに、被害の軽減に資することを目的とする。

2. マニュアルの適用範囲

このマニュアルは、「ふれあいホーム神宮寺」に勤務する職員及び、通い・宿泊の利用者を含めた神宮寺に出入りするすべての者（以下「利用者等」という）に適用する。

3. 施設管理者の責務

施設管理者は、「ふれあいホーム神宮寺」における土砂災害による被害の軽減について、高齢者総合福祉施設虹ヶ丘（以下「虹ヶ丘」という）の施設長の管理監督に基づいて、本マニュアルに基づき施設職員を指揮し、利用者等の人命を確保するものとする。

また、気象警報・土砂災害警戒情報などの警戒避難に関する情報を早期に入手するため、与謝野町の有線放送並びに、防災情報のFAXを確認し、気象警報の発令時には早期に情報を収集する。

4. 施設職員の責務

施設職員は、施設管理者の指揮のもと利用者等の人命の確保のため、本マニュアルに基づき必要な措置を迅速に果たすものとする。

また、気象警報の発令時においては、周囲の状況確認とともに、速やかに関係各位へ連絡を行うものとする。

5. 利用者等の責務

利用者等は、施設管理者及び職員の指示に基づき、土砂災害から身を守るために避難誘導等に従うものとする。

6. 各班の任務と組織

(1) 各班の任務

ア 指揮担当

施設管理者の支援を実施し、各班へ必要な事項を指示する。

イ 情報伝達担当

与謝野町から送付される、気象警報、土砂災害警戒情報、避難準備情報、避難勧告、避難指示などの情報を確実に入手し、指揮班に伝達する。また、入手した情報（がけ崩れの前兆や被災した際の被害状況など）を適宜、行政・消防署へ通報する。

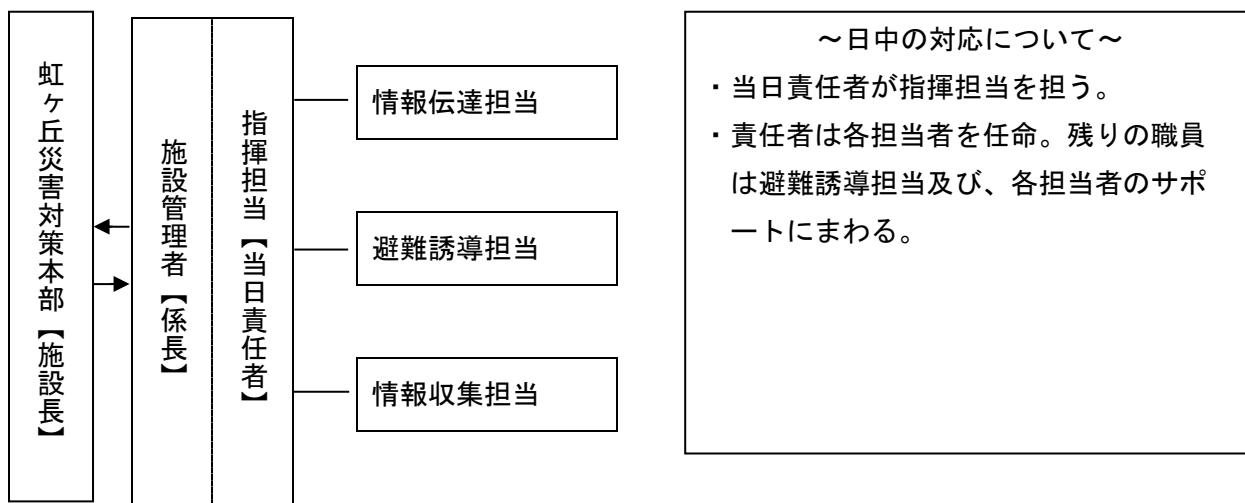
ウ 避難誘導担当

避難準備情報、土砂災害警戒情報及び避難勧告等が発令された場合や、がけ崩れの前兆現象などを発見した場合に、利用者等を安全な場所へ避難誘導する。

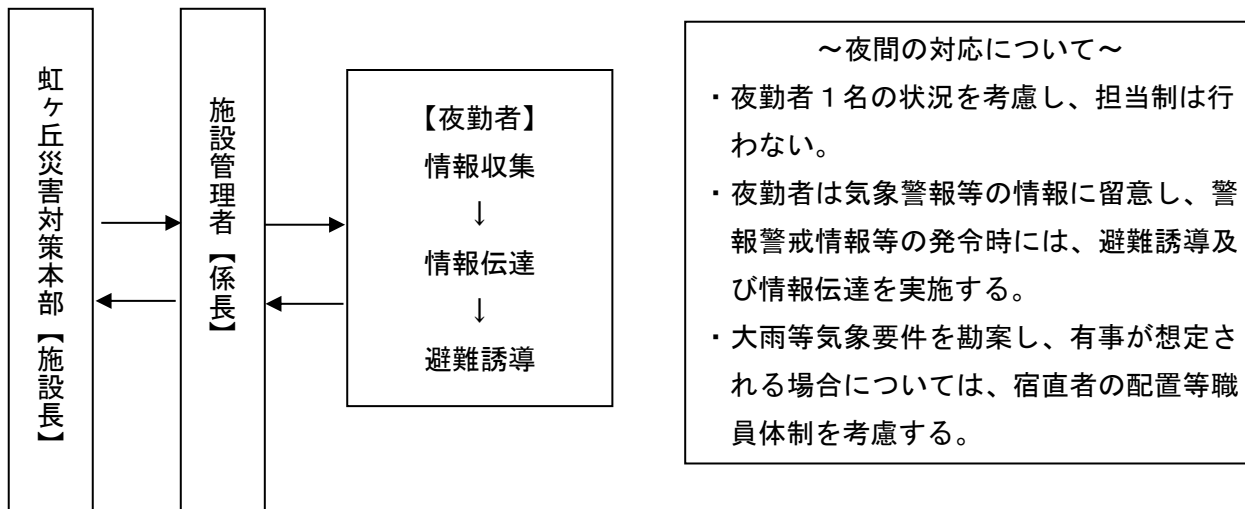
エ 情報収集担当

テレビ・インターネット・与謝野町有線放送・町からのFAXを活用した情報収集、がけ崩れの前兆現象の把握及び被害情報等を収集し、指揮班及び情報伝達班へ必要事項を報告する。

(2) 組織図 <日中体制>



<夜間体制>



(3) 日中の対応について

- ア 日中における責任者については、係長⇒主任⇒その他の正職員⇒常勤職員の順序に従って責任者を選任する。全て該当しない場合については、当日リーダーを責任者とする。
- イ 出勤者数が日によって異なるため、責任者を指揮担当と定める。責任者は・情報伝達・避難誘導・情報収集の各担当を速やかに選任する。
- ウ 実際に避難誘導に入る場合は、担当にかかわらず全ての職員が対応すること。
- エ 虹ヶ丘（災害対策本部）との連携・相談を密にすること。

(4) 夜間の対応について

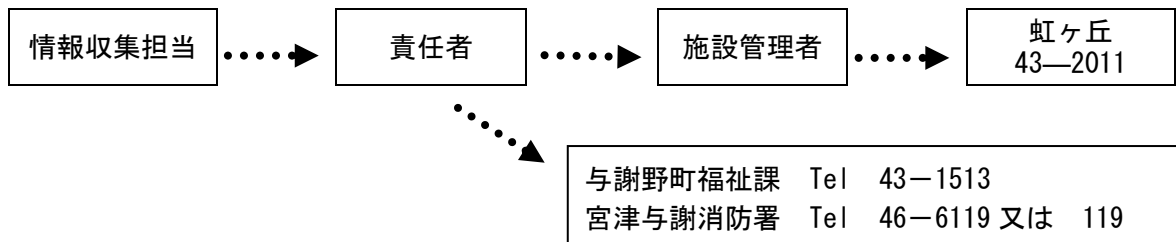
- ア 夜間帯については、夜勤者一名ということ考慮し担当制はとらない。
夜勤職員については、テレビ・有線放送などの情報収集を行い、災害の危険性を伴う事象が発生した場合について、避難準備を開始する。
- イ 避難準備と併せて、施設管理者への連絡を実施。施設管理者より虹ヶ丘災害対策本部、及び関係職員への連絡、応援等の依頼、避難判断を行う。

7. 情報受伝達系統図

(1) 役場からの情報（気象警報・土砂災害警戒情報・避難準備情報・避難勧告・指示）



(2) 施設から役場及び消防へ発信する情報（がけ崩れ前兆現象・被害情報・その他）



※ がけが崩れたり、危険な兆候を察知した場合は119番通報

(3) 緊急連絡先一覧

名 称	電 話	名 称	電 話
与謝野町役場福祉課	43-1513	特別養護老人ホーム虹ヶ丘	43-2011

宮津与謝消防署	46-6119	石川農構センター	42-3509
宮津警察書	22-0110	石川小学校	42-3606

8. 事前対策

台風の接近などあらかじめ土砂災害の危険性が高まることが予測される場合については、前日までの気象情報等を確認した上で、事前に利用者への連絡等を実施し、当日における利用の確認を行うこととする。また、当日の職員体制についても事前に協議し、対応策をまとめておく。

(1) 事前準備（利用者対応）

- ①泊まり利用者への連絡（日程変更・泊まり利用の中止等相談）
- ②泊まりが必要な場合の対応（虹ヶ丘での泊まりの調整・依頼等の実施）
- ③通い利用者への連絡（日程変更・通いの中止・もしくは送迎時間の変更等についての相談）
- ④通い中止における訪問利用者の再確認

(2) 事前準備（職員体制）

- ①泊まり等変更時の勤務体制の見直し
- ②訪問職員の配置増

9. 避難誘導等

(1) 避難誘導の原則

避難先については虹ヶ丘を第一候補とする。虹ヶ丘までの避難が困難な場合は、石川農構センター、石川小学校、下地地区公民館を避難先とする。避難先までの移動手段については、原則として公用車を使用して避難する。

ただし、虹ヶ丘までの道路状況が不明であり、且つ冠水等で通行出来ない場合については、地区の避難場所への避難を行うこととする。尚、虹ヶ丘へ避難する場合については、避難実施と受け入れについて連絡すること。

(2) 避難の判断

気象警報発令に伴ってすぐにサービスを中止するわけではなく、実際の雨量等気象の状況を確認した上で判断するものとする。ただし、警報が発令された場合は速やかに避難ができるよう準備を行うとともに、特別警報・土砂災害警戒情報 避難勧告・避難指示の各警報が発令された場合は、速やかに避難を開始する。

ア 気象警報等に基づく判断

- ①大雨・洪水警報　：避難準備開始・送迎準備
- ②避難準備情報又は土砂災害警戒情報　：避難開始

③大雨・洪水特別警報 : 避難開始

④避難勧告 : 避難開始

⑤避難指示 : 避難開始

イ 自主避難の判断

避難で最も重要となるのが、自主避難の判断であり、次に示す土砂災害の前兆現象を確認した際には、行政からの情報を持つことなく直ちに避難を開始する。

＜土砂災害の前兆現象＞

- ①がけの表面に水が流れ出す。(湧水の増加)
- ②がけから水が噴き出す。(新たな湧水の発生)
- ③がけから小石がパラパラと落ちる。
- ④がけからの水が濁り出す。
- ⑤がけの樹木が傾く。
- ⑥樹木の根が切れる音がする。
- ⑦樹木の倒れる音がする。(倒木)
- ⑧がけに割れ目が見える。
- ⑨斜面がふくらみだす。
- ⑩地鳴りがする。

※ 前兆現象を確認するためにがけに近づく事は危険である。また、夜間についても確認が難しい場合が想定される。施設内から確認できる範囲で把握することを前提とし、兆候が少しでも感じられる場合には自主避難を開始する。

ウ 避難準備

- ①非常持ち出し品の準備(食糧・水・オムツ・毛布・懐中電灯・ラジオ・その他)
- ②公用車準備・関係先連絡(玄関先まで準備・家族・訪問先への連絡)
- ③避難先への連絡(虹ヶ丘・地区避難所へ受け入れ依頼)

(3) 避難方法について

ア 日中の避難

- ①日中における避難については、利用者家族への緊急連絡を実施。
- ②連絡可能な方については送迎を。連絡がつかない方については避難対象とする。
- ③送迎の準備、避難の準備を実施。
- ④避難誘導担当を中心に各家庭へ送迎。対象者については虹ヶ丘への避難を開始。

イ 夜間の避難

- ①歩行困難者の誘導を優先し、車椅子を使用して誘導する。
- ②車輛の定員により、夜間人数が多い場合は車椅子から座席に移乗する。
- ③その後歩行可能な方の誘導を実施。
- ④全員の誘導完了した後、虹ヶ丘への避難を開始する。

※ 夜間における避難行動は大きな危険を伴うため、夜間における避難の実施は最終手段とすること。災害リスクが予見される場合は、日中にあらかじめ

避難等に関する準備・協議を行った上で、日中のうちに行動を開始することを原則とする。

(4) 地域・行政との連携

近隣の住民に対し避難誘導の際の応援を依頼できるよう、平常時から応援・支援体制を構築しておく。避難勧告の発令など実際に避難を実施する場合は、近隣の住民にも声をかけながら、要援護者がいる場合については、避難誘導ができるよう声かけと手伝いを行う。

行政については、避難勧告・指示の発令など情報の発信、伝達手段を確認する。

(5) 避難不可能の場合

予測を超えた気象状況等による、土砂災害等の発生、洪水等による道路の寸断等、避難行動ができない場合については、急傾斜地よりできるだけ離れた場所（キッチン、事務所等）に敷地内の避難を行うこと。

10. 防災研修

施設管理者は、土砂災害の危険性や前兆現象など、警戒避難体制に関する事項について職員研修の機会を設け、情報受伝達の重要性や自主避難の重要性を理解させる。

(1) 研修内容

ア 土砂災害の危険性

- ①土砂災害警戒区域の認識、位置図の理解
- ②過去の災害事例の確認
- ③教訓
- ④施設周辺の災害履歴等

イ 土砂災害の前兆現象

「9 避難誘導等（2）避難の判断イ 自主避難の判断」に記載されている土砂災害の前兆現象について理解を深める

ウ 情報伝達体制

- ①情報の種別（気象情報・避難情報）
- ②どこから、どのような情報が、どんな手段で伝達されるのか
- ③入所した情報を誰に、どう伝達するのか

エ 避難判断・誘導

- ①自主避難の判断と重要性（がけ崩れの前兆現象、避難準備情報など）
- ②避難場所の選定（安全な避難場所の事前選定の重要性）
- ③誰が誰をどのように誘導、又は避難措置するのか

オ マニュアルの周知

- ①体制の確認

②職員の役割の確認

(2) 研修時期

出水期を向かえる時期（5月～7月頃）に防災研修を実施する。

11. 訓練

訓練は、防災研修一連で実施することが望ましく、研修時期に併せて実施する。

(1) 訓練内容

- ア 情報伝達訓練（情報の受け方、情報の発信方法について）
- イ 避難判断訓練（特に自主避難についての判断訓練）
- ウ 避難誘導訓練（誰が、誰を、どこへ誘導するのか）
- エ 避難訓練（要介護度に応じた避難手法、公用車を使用する訓練）

(2) 訓練検証

訓練実施後は、必ず訓練参加者でミーティングを行い、訓練状況の検証をし、本マニュアルの修正に反映させる。

12. 附則

このマニュアルは平成24年4月1日より施行する。

このマニュアルは平成26年12月1日より施行する。